

電話番号の犯罪利用対策等に係る 電気通信番号制度の在り方の 検討項目及び論点について



2025年7月7日
NTTドコモビジネス株式会社
(旧 NTTコミュニケーションズ株式会社)

ヒアリング項目

1. 認定基準の追加関係

2. 卸元事業者への義務付け関係

3. その他

検討項目ごとの論点に対する当社意見

つながり。驚きを。幸せを。

 docomo Business

1. 認定基準の追加関係

#	検討事項	論点	当社意見
1	規律の対象となる電気通信番号の種別	令和6年答申以降も、特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移について、その傾向に大きな変化はないことから、 固定電話番号、特定 IP 電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とする方向性 でよいか。	「固定電話番号、特定 IP 電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象」とすることに 賛同 します。
2	申請者の役務継続性を審査するための申請書類	総務省において申請者の役務継続性を確認するため、電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、これまでの 事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査 することが考えられるか。	事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について 審査 することに 賛同 します。
3	提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件	<ul style="list-style-type: none">「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件」としては、まずは、いわゆる「受け子」のように、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む。）により処罰された者を省令で規定することが考えられるのではないか。その他、電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員についても、当該役員が認定の取消し後すぐに、新たな別法人を立ち上げて認定申請をするような場合を排除するため、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件」として省令に規定することが考えられるか。	「電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む。）により処罰された者を省令で規定すること」、また「認定の取消しを受けた法人の当時の役員についても、その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として省令に規定すること」に 賛同 します。

ヒアリング項目

1. 認定基準の追加関係

2. 卸元事業者への義務付け関係

3. その他

検討項目ごとの論点に対する当社意見

つながり。驚きを。幸せを。



2. 卸元事業者への義務付け関係

#	検討事項	論点	当社意見
4	<p>役務の継続性があると認められる基準</p>	<p>令和7年改正法において、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性について、以下のいずれかを確認することとされている。</p> <p>a. 電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること</p> <p>b. 役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすこと</p> <p>＜事業継続期間＞</p> <p>①総務省令で定める事業継続期間としては「6ヶ月」とする方向性でよいか。</p> <p>＜その他の要件＞</p> <p>②令和7年改正法施行後に総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている場合、その事実を確認することをもって、役務継続性の確認としてよいのではないか。</p> <p>③新規参入事業者について、事業継続期間によらず役務継続可能性があるものと判断できる場合としては、以下が考えられるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合 • 役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合 	<p>①事業継続期間「6ヶ月」を確認基準とすることに賛同します。</p> <p>②電気通信番号使用計画の認定の事実確認をもって、役務継続性の確認とすることに賛同します。</p> <p>③新規参入事業者の役務継続可能性の確認方法の一つとして、グループ会社の事業実績を判断基準にすることについて賛同します。一方、当該事業者の役員の従事経験者有無については、必ずしも役務継続性と関連が深いわけではないと考えられることや、善良な新規参入事業者に対する過度な規制となる可能性もあり、仮に従事経験者の証跡を確認する場合、その有効性や正当性について検討が必要と考えます。</p> <p>上記以外では、例えば、当該事業者の与信状況が良好であれば、<u>一定の役務継続性があると判断できると仮定し、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」において、債権保全措置を講ずる場合の判断材料として例示されている信用評価機関、格付け機関等第三者による評価を、役務継続性の判断基準とすることも選択肢の1つとして検討してはいかがでしょうか。</u></p>

検討項目ごとの論点に対する当社意見

つながり。驚きを。幸せを。



2. 卸元事業者への義務付け関係

#	検討事項	論点	当社意見
5	役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数	近年、悪質事業者が特殊詐欺に利用している電話番号数としては50番号程度が多いとの情報がある。このような状況を踏まえ、 卸提供される番号の数が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外とする方向性 でよいか	卸提供される番号の数が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外とすることに 賛同 します。
6	卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法	<u>①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無</u> <ul style="list-style-type: none">卸先事業者が総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている事業者である場合には、当該事業者から認定証の提示を受けること卸先事業者がみなし認定事業者である場合には、当該事業者が作成した標準電気通信番号使用計画及び当該事業者の電気通信事業者としての登録証・届出証の提示を受けることによって確認をすることが考えられるか なお、その場合、現在、電気通信番号使用計画の認定証には、認定番号や認定を受けた電気通信番号の種別等の情報が記載されていないため、 卸先事業者の確認の正確性の担保の観点からも、認定証の様式について見直しが必要か	<u>①卸先事業者の「電気通信番号使用計画の認定証」、または「標準電気通信番号使用計画及び当該事業者の電気通信事業者としての登録証・届出証」</u> によって認定の有無を確認することに 賛同 します。また、卸先事業者の確認の正確性の担保の観点からも、認定証の様式の見直しをすることについて 賛同 します。

検討項目ごとの論点に対する当社意見

つながり。驚きを。幸せを。

 NTT Docomo Business

2.卸元事業者への義務付け関係

#	検討事項	論点	当社意見
6	卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法	<p>②卸先事業者の役務継続性の有無 卸先事業者の役務継続性の有無の確認については、4.で検討する基準ごとに確認方法が変わる。 4.の論点（案）に記載した4つの基準については、それぞれ、</p> <p>a.電気通信事業その他の事業の継続期間が一定以上であること：サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けること</p> <p>b.総務省から直接認定を受けていること：電気通信番号使用計画の認定証（令和7年改正法施行後に認定を受けたもの）の提示を受けること</p> <p>c.既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合：親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けること</p> <p>d.役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合：当該者が一定の従事経験があると証明する書類（役員であれば過去従事していた企業の登記簿謄本等）の提示を受けること</p> <p>によって確認することが考えられるか</p>	<p>②-a/b/c：論点（案）において示された確認方法について賛同します。</p> <p>②-d：登記簿謄本等の確認は、通常の営業活動では確認しない項目であり、新たなプロセス追加による負担増や、新規参入事業者への提供リードタイム長期化によるビジネスチャンス喪失に繋がる可能性があると考えます。 代替案として、項番4において例示した「信用評価機関、格付け機関等第三者による評価」をもって確認することについては、一般的には通常の営業活動でも確認する項目であるため、確認負担も最小限に抑えられることから、選択肢の一つとして検討してはいかがでしょうか。</p>

ヒアリング項目

1. 認定基準の追加関係

2. 卸元事業者への義務付け関係

3. その他

検討項目ごとの論点に対する当社意見

つながり。驚きを。幸せを。

 NTT docomo Business

3.その他

#	検討事項	論点	当社意見
7	その他	<p>その他、令和7年改正法の内容と整合や規定の明確化を図るため、電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しについて検討を行う。</p> <p>---</p> <p>例えば、令和7年改正法では、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合には、卸元事業者に対して、卸先事業者が一定の要件に適合することの確認が義務付けられたところ、この取組が適切に講じられることを担保するため、総務省においても卸元事業者・卸先事業者の関係を、これまで以上に把握する必要性が高まっている。</p> <p>令和6年答申も踏まえ、電気通信事業報告規則を見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることが考えられる。</p>	<p>電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しについて検討することに賛同します。</p>